

地域保健医療計画推進協議会の部会設置及び要綱の改正案 について ① 資料 4

現状

地域保健医療計画推進協議会には、『救急医療』『周産期医療』『在宅医療』の3つの部会を設置し、救急医療部会に『災害時医療ワーキンググループ』を設置

課題

地域保健医療計画の策定・推進に当たり、以下、事業の取組を評価・検証いただく必要性が生じている

- ・ 小児医療における医療提供体制の整備等
- ・ 災害時医療における医療提供体制の整備等

対応案

① 協議会に新たに以下2つの部会を設置

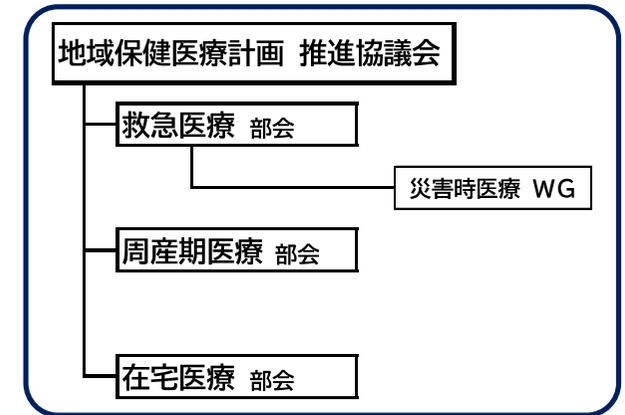
- ・ **小児医療部会**
- ・ **災害時医療部会**（災害時医療ワーキンググループに替えて設置）

部会長は、協議会会長が指名する（協議会設置要綱 第9条第3項）
部会の構成員は、部会長が定める（同要綱 第9条第4項）

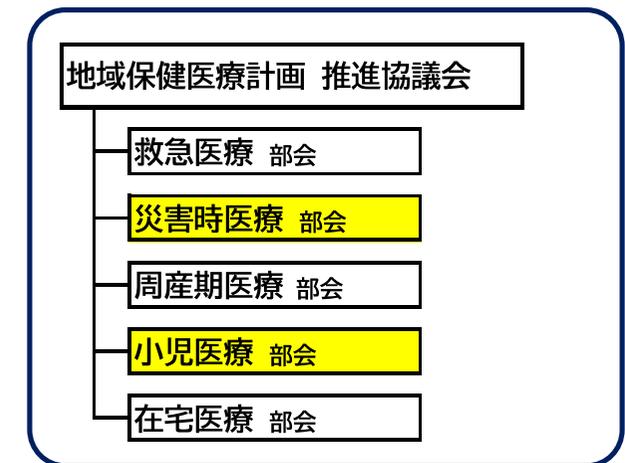
② 部会設置に伴い、協議会設置要綱を改正

- ・ 協議会の会長は、必要と認める場合、議事内容に応じて協議会に出席する『**特別委員**』を指名することができること
- ⇒ 必要に応じて専門性のある議論を行うとともに、その協議結果を的確に協議会に還元し、議論の深化を図る

地域保健医療計画推進協議会(現状)



地域保健医療計画推進協議会(改正案)



小児医療部会

主な所掌事項

- 1 小児医療体制に係る調査分析に関すること
- 2 小児患者の搬送及び受入れ、小児の死亡や重篤な症例に関すること
- 3 地域医療計画の策定、進捗に関すること（共通）

構成員の想定

- ・小児科医、小児外科、小児救急分野、救命救急分野、周産期分野医師（小児救命救急センター、周産期母子医療センター等）
：9名程度
- ・埼玉県医師会、埼玉県小児科医会、埼玉県看護協会：4名程度
- ・行政関係（保健所長）：1名

経緯

『小児医療の体制構築に係る指針（厚生労働省R5.3.31策定）』において、県は協議会を設置することが求められていることを踏まえ、小児医療体制の整備に関する協議を行うため、小児医療に携わる医療従事者等を構成員とする部会を新たに設置して議論いただく必要性が生じている。

災害時医療部会

主な所掌事項

- 1 災害拠点病院及び災害時連携病院の指定に関すること
- 2 災害時医療体制の充実・強化に関すること
- 3 地域医療計画の策定、進捗に関すること（共通）

構成員の想定

- ・災害拠点病院 医師（埼玉県災害医療コーディネーター、統括DMAT等）
：7名程度
- ・埼玉県医師会 常任理事：1名程度
- ・埼玉県薬剤師会、埼玉県看護協会、日本赤十字社：3名程度
- ・行政関係（保健所長、精神保健福祉センター長、市町村、消防）
：4名程度

経緯

災害時医療については、これまで以上に広範で重要な課題に直面していることから、他の事業と同様、救急部会のワーキンググループに替え、独立した部会を新たに設置して議論いただく必要性が生じている。

○ 埼玉県地域保健医療計画推進協議会 設置要綱

改正案	現行
<p style="text-align: center;">埼玉県地域保健医療計画推進協議会設置要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は、委員23人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者、医療関係者、保健・衛生関係者、福祉関係者、医療保険関係者及び公募選考者のうちから保健医療部長が選任する。</p> <p><u>3 前項で定める委員とは別に、第5条第1項で定める協議会の会長が必要と認めるときは、その指名に基づき、保健医療部長が特別委員を任命することができる。</u></p> <p><u>4 前項に規定する特別委員は、その者の任命に係る会議が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>第3・4条 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。</p> <p>3 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。</p> <p>第6～11条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県地域保健医療計画推進協議会設置要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は、委員23人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者、医療関係者、保健・衛生関係者、福祉関係者、医療保険関係者及び公募選考者のうちから保健医療部長が選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3・4条 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。</p> <p>3 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。</p> <p>第6～11条 (略)</p>